

住宅宿泊事業定期報告様式

住宅宿泊事業法第14条の規定により、住宅宿泊事業者は偶数月の15日までに、前2か月の定められた事項について、江戸川区に報告する必要があります。

下の表の太枠部分を記入し、下記の方法により、期限までに当報告様式を江戸川区にご送付ください。

①FAXで送付の場合	FAX番号「03-3671-5798」
②郵送の場合	〒133-0052 江戸川区東小岩3-23-3 「江戸川保健所生活衛生課環境衛生係」宛にご送付ください。

事業者名							
届出番号	第M13					号	
報告対象期間	20		年		月 ~		月分
宿泊日数							日
宿泊者数							人
延べ人数							人
国籍	日本		人	韓国		人	
	台湾		人	香港		人	
	中国		人	タイ		人	
	シンガポール		人	マレーシア		人	
	インドネシア		人	フィリピン		人	
	ベトナム		人	インド		人	
	英国		人	ドイツ		人	
	フランス		人	イタリア		人	
	スペイン		人	ロシア		人	
	米国		人	カナダ		人	
	オーストラリア		人	その他		人	
宿泊日 ※宿泊させた日にちを記入してください。 (例)4/5、4/7、4/10							
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・偶数月の15日までに、前2か月分の報告が必要です。(例:6月1日~7月31日の報告を8月15日までに行う。) ・宿泊させた日数が0人の場合でも、その旨の報告が必要です。(0人、0日での報告) ・過去の報告で訂正がある場合や、その他定期報告についてご不明点がございましたら、江戸川保健所生活衛生課環境衛生係(Tel:03-3658-3177)までお問い合わせください。 						